

令和6年度あたりまえに木のある暮らし推進事業 募集要領 (長野県森林づくり県民税活用事業)

1 事業の趣旨

あたりまえに木のある暮らし推進事業（以下「事業」という。）は、本県の豊富な森林資源を活かし、広く県民が利用する施設等での県産材利用を支援し、モデル性の高い木質空間の整備及び県産材の未来の利用者づくりを推進することにより、県民の県産材利用の意識醸成及び県産材の利用拡大を図ることを目的として、モデル性の高い事業を募集し、優れた事業を補助事業者に対して、予算の範囲内において、県が事業の実施に対する費用の一部を補助します。

なお、この事業は以下の要綱・要領に基づき実施します。

- ・木材関係事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）
- ・あたりまえに木のある暮らし推進事業実施要領（以下「要領」という。）

2 補助の対象となる施設

対象となる施設	補助事業者が所有又は管理・運営する広く県民が利用する施設又は子どもの居場所で、展示波及効果が期待できる以下の施設（以下「施設」という。）
代表的な例	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所（不特定多数が使用する会議室等）・テレワークオフィス等 ・飲食店・コンビニエンスストア等の店舗・理美容室・商業施設・スーパー等※ ・ホテル・旅館※ ・保育園・幼稚園・学校（子どもが就学する学校以外の学校は、不特定多数の者が使用する会議室・教室等） ・図書館・病院・集会場・駅舎等の公共建築物※

※スタッフルーム、倉庫等は対象外です。

3 補助の対象となる補助事業者の要件

次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 県内の施設を所有又は管理・運営する者であること。
- (2) 事業を営んでいない個人でないこと。
- (3) 国又は都道府県でないこと。
- (4) 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体でないこと。
- (5) 政治的な活動を目的とする団体でないこと。
- (6) 県税等に係る徴収金を滞納していないこと。

4 補助の対象となる事業

(1) 木造・木質化

県内の施設の木造又は木質化を行うもののうち、展示波及効果が得られるもの

(2) 木の調度品等設置

上記(1)で整備する空間に木の調度品又は木のおもちゃの設置を行うもの

上記に関わらず、下記に掲げる事業は対象としません。

- ア 国又は県の支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- イ 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- ウ 宗教的活動に関する事業
- エ 政治的活動に関する事業
- オ 公序良俗に反する事業

5 補助対象経費及び補助率等の内容

補助事業の対象経費及び補助額等については、次のとおりです。

事業の種類	木造・木質化等		
		うち、市町村有施設 (子どもの居場所に限る)	うち、先駆的な 木材利用等
補助率	2分の1以内	3分の1以内	3分の2以内
補助金額 の上限	200万円	200万円	500万円
補助対象 経費	木造・木質化に係る県産材の材料代に要する経費 施設への木の調度品等の設置に係る経費		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・木の調度品等設置のみを単独で実施する場合は補助対象外です。(木造・木質化及び木の調度品等設置の併用又は木造・木質化の単独が補助対象とします。) ・木造・木質化等のうち、木の調度品等設置に係る補助金は、当該木造・木質化等の補助金額の15%を上限とします。 		

6 補助の条件

基本要件	<p>(1) 施設の整備に当たり関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 補助事業により整備した場所や、取得した製品には「長野県森林づくり県民税」を活用した事業であることを表示するとともに、事業の情報発信を行うこと。</p> <p>(3) 県産材のPRに向けた取組を実施すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 補助事業者のホームページで長野県森林づくり県民税を活用したこと及び木造・木質化等の施設整備内容等を公表すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 利用者に向けて県産材のPR活動を行うこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 補助事業者は今後の県産材利用拡大施策に資するため、施設利用者へのアンケート調査を実施すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 事業の内容を県ホームページ等で公表できること。</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 県の求めに応じて、県産材の普及啓発のための事例発表会等への参加に協力すること。</p> <p>(4) 県の求めに応じて、県産材の普及啓発のための事例発表会に協力すること。</p> <p>(5) 地球温暖化の防止への普及啓発のため、長野県産材CO₂固定量認証制度実施要領第3条に基づき認証の申請をすること。</p>
施設要件	<p>(1) 県内の施設であること。</p> <p>(2) 広く県民が利用する施設又は場所であること。</p> <p>(3) 宗教的活動を目的とする施設又は場所でないこと。</p>

その他の要件	<p>(1) 木造・木質化</p> <p>ア 木材使用量の全部又は一部に信州木材認証製品[*]を使用することとし、一部に使用する場合にあっては、80%以上に信州木材認証製品[*]、県産材の JAS 製品又は県産材の森林認証製品を使用すること。 [*]「信州木材認証製品」とは、信州木材認証製品センターが定める信州木材製品認証基準に基づき、認証を受けた木材製品</p> <p>イ 使用する信州木材認証製品は、新築又は改築の場合にあっては5 m³以上、増築又は改築の場合にあっては1 m³以上、木質化のみの場合にあっては0.3 m³以上とすること。</p> <p>(2) 木の調度品等設置</p> <p>ア 主として県産材を利用し、かつ、県内で製造及び販売されるものを設置すること。</p> <p>イ 木の調度品等設置に係る上限の補助金額は、木造・木質化等の補助金額の15%を上限とするものであること。</p>
--------	--

7 事業計画確認方法と件数

(1) 事業計画確認方法

提出いただいた事業計画書を書類により、地域振興局で補助要件に適合するか否かについて書類審査を行います。その後、林務部信州の木活用課県産材利用推進室に協議による確認を行い、最終的に地域振興局が承認を行います。

なお、必要に応じて補助事業者に対するヒアリングを行います。

(2) 予定件数

9件

8 募集期間

令和6年(2024年)5月9日(木)から10月31日(木)までの期間に、補助事業者の所在地を管轄する地域振興局林務課(15の一覧表)へ応募書類を提出してください。

^{*} 事業内容について、補助の条件に当たるかの確認や、応募書類の作成方法等について御不明な点がある場合は、応募書類を作成する前に地域振興局林務課又は林務部信州の木活用課県産材利用推進室に御相談ください。

9 応募に必要な書類

以下の書類を正副2部提出してください。なお、提出された書類は返却しません。

また、メールにより提出する場合は、容量等により受け取れない場合がありますので、受信確認を必ず行ってください。なお、誤送信等に御注意ください。

- ・ 事業計画書(要領様式第1号)
- ・ 事業計画書(別紙1)
- ・ 事業概要書
- ・ 確認書(別紙3)
- ・ 工程表
- ・ 整備しようとする補助対象施設等の設置箇所がわかる配置図・各階平面図

- ・ 事業内容が確認できる図面、仕様書等
- ・ 設計書・見積書その他事業費が確認できる書類
- ・ 木材使用量算出表（計画）
- ・ 本工事に係る建築基準法に基づく確認済証又は工事内容確認証明書
- ・ その他事業計画書を補足するための添付資料

※ 事業計画書及び要綱・要領の電子データは以下の長野県公式ホームページ上に掲載してありますので御活用ください。

URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/mokuzai/06atarimae.html>

※ 以下の手順で上記ホームページをご覧頂くこともできます。

長野県公式ホームページトップページ ⇒ 「目的から探す」の「組織・機関」
 ⇒ 長野県の組織一覧（本庁） ⇒ 林務部 ⇒ 県産材利用推進室
 ⇒ あたりまえに木のある暮らし推進事業 ⇒ 令和6年度事業

10 事業承認に係るスケジュール（予定であり変更になる場合があります）

- ・ 募集開始（令和6年5月9日（木））
- ・ 事業計画書の提出（令和6年5月9日（木）～10月31日（木））
 ※先着順で補助対象者を決定し、予算額に達した時点で募集を終了します。
- ・ 承認結果通知・補助金内示・交付申請受付（申請毎順次）

11 事業の着手

事業承認後、補助金交付申請書（要綱様式第1号）等を提出していただき、補助金の交付決定を受けて事業に着手することができます。交付決定より前に実施した事業については補助の対象となりませんので御注意ください。

※ 事業計画書に記載された事業でやむを得ない事由があると認めた場合にあっては、交付決定前に着手することができます。（要領第9の早期着手協議書（要領様式第2号）を提出してください。）

12 事業選定後の事業の流れ

段 階	内 容
実 施 通 知	○ 地域振興局長（以下「局長」という。）から補助事業者に、事業が承認された旨の通知が送付されます。
↓	
交 付 申 請	○ 補助事業者は実施通知及び局長から補助金額の内示があつときは、概ね1ヶ月以内に補助金交付申請書（要綱様式第1号）等を地域振興局に提出してください。
↓	
書 類 審 査 補助金交付決定	○ 地域振興局において申請書類を審査し、補助金交付決定通知を送付します。（交付申請から2週間程度）
↓	

事業着手	○ 事業主体は補助金交付決定後、速やかに事業に着手してください。 ○ 事業途中、当該地域振興局で現地調査を行う場合があります。
↓	
変更	○ 変更がある場合は、変更承認を受けた後、変更申請が必要となります。
↓	
事業完了	○ 事業完了は、令和7年(2025年)2月28日(金)を期限とします。
↓	
実績報告	○ 事業完了後、補助事業者は速やかに実績報告書(要綱様式第1号)等を当該地域振興局に提出してください。
↓	
補助金調査 (現地及び書類)	○ 地域振興局の職員が現地にお伺いし、現地調査及び書類確認を実施します。
補助金額の確定	○ 局長は、実績報告の内容審査を行い、補助金額を確定し、結果を通知します。
↓	
補助金の支払	○ 額の確定通知を受けた後、補助事業者は、補助金交付請求書(要綱様式第7号)を当該地域振興局へ提出し、補助金の支払を受けます。

13 補助金の返還義務

次に該当する場合は、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

- ・ 偽り又は不正の手段により、補助金の給付を受けたことが判明したとき
- ・ 補助金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき
- ・ 補助を受けた施設等を処分したとき(要領第19)

14 その他留意事項

- ・ 実際の補助金額は、申請書類に記載された金額及び事業計画等で決定しますが、必ずしも申請書類に記載された所要経費額と一致するとは限りません。
- ・ 要領第18第2項に定める範囲内で概算払を請求することができます。(要綱第9の補助金概算払請求書(要綱様式第7号)を提出してください。)
- ・ 本補助金を受けて取得した不動産に対して課する不動産取得税については、一部減免することができる場合があります。詳しくは、取得した不動産の所在地を管轄する県税事務所にご相談ください。

15 応募書類提出先・問合せ先

○ 県現地機関【応募書類等の提出先、問合せ先（応募書類提出前の事前相談等）】

地域 振興局	担当課	住 所	連絡先(電話)・電子メール
佐 久	林務課	〒385-8533 佐久市跡部 65-1	TEL:0267-63-3153 sakuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
上 田	林務課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	TEL:0268-25-7138 uedachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
諏 訪	林務課	〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10	TEL:0266-57-2920 suwachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
上 伊 那	林務課	〒396-8666 伊那市荒井 3497	TEL:0265-76-6825 kamichi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
南 信 州	林務課	〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678	TEL:0265-53-0424 minamichi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
木 曾	林務課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1	TEL:0264-25-2224 kisoichi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
松 本	林務課	〒390-0852 松本市大字島立 1020	TEL:0263-40-1928 matsuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
北アルプス	林務課	〒398-8602 大町市大町 1058-2	TEL:0261-23-6522 kitachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
長 野	林務課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1	TEL:026-234-9523 nagachi-rimmu@pref.nagano.lg.jp
北 信	林務課	〒383-8515 中野市大字壁田 955	TEL:0269-23-0216 hokuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp

○ 県庁【問合せ先（事業全般）】

林務部 信州の木活用課 県産材利用推進室	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	TEL:026-235-7266 mokuzai@pref.nagano.lg.jp
----------------------------	--------------------------------	---